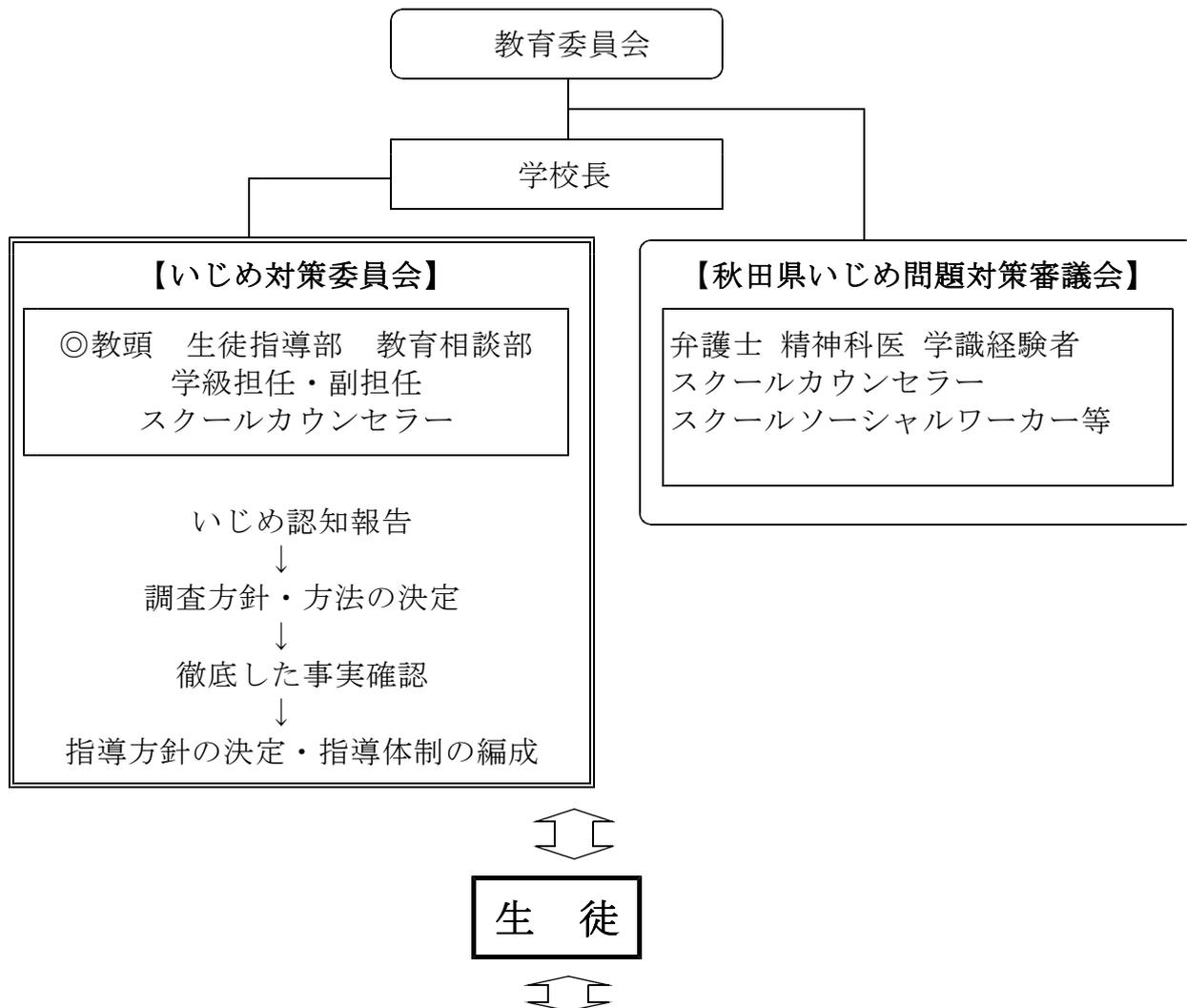


学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

1 いじめ対策委員会と秋田県いじめ問題対策審議会

被害を受けた生徒の安全確保のため、管理職及び生徒指導部と教育相談部を中心に「いじめ対策委員会」を組織し、対応する。

また、必要に応じて公平性、中立性を確保するため、教育委員会が「秋田県いじめ問題対策審議会」設置する。



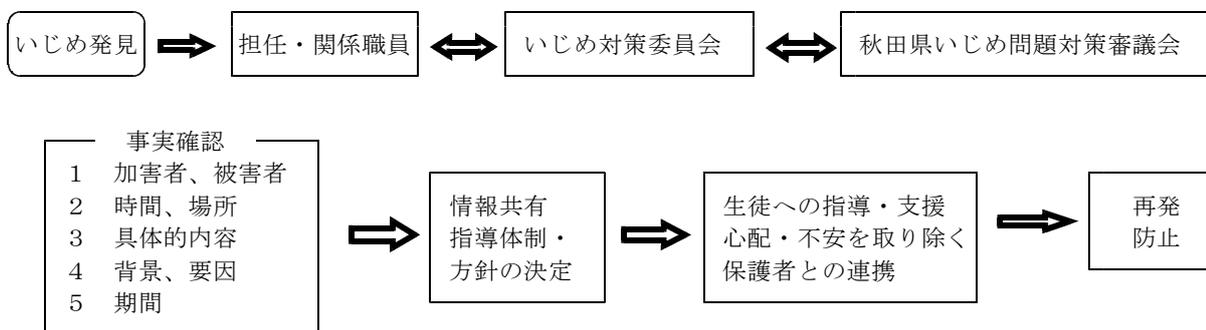
【関係機関】

- ・ 由利本荘警察署 23-4111
- ・ 秋田県警察本部サイバー犯罪対策室サイバー相談電話 018-865-8100
- ・ 情報リテラシー教育支援事業（秋田県総合教育センター内）
- ・ 秋田県中央児童相談所 018-862-7311
- ・ 由利本荘市福祉事務所 24-6319
- ・ 子どもの人権110番 0120-007-110

2 いじめへの対応

留意事項

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することを原則とする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応すること。



保護者からの相談への対応

- ・保護者からいじめの訴えがあった場合は、ただちに事実確認を行う。
- ・事実が確認できない場合は、学校の対応方法を冷静に説明し、理解を求め、今後も引き続き見守っていくことを伝える。

被害者への対応

(1 受容→2 安心→3 見通し→4 自信・回復→5 成長)

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
- 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- 4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
- 5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる
※一緒に考え、行動することで、被害生徒のいじめを克服しようとする意識を高めさせる

被害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・学校の方針への理解を求める

加害者への対応

(1 確認・傾聴→2 内省→3 処遇→4 相談・連携→5 回復)

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う
※心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の上、心理的ケアを十分に行う

加害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する

傍観者（クラス）への対応

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。